

平成18年第3回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成18年6月14日(水曜日)

議事日程 第1号

平成18年6月14日(水曜日) 午前9時開議

- | | | |
|-------|-----------------------|------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議長諸報告 | |
| 日程第4 | 行政報告 | |
| 日程第5 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について | |
| 日程第6 | 報告第2号 | 平成17年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 報告第3号 | 財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告について |
| 日程第8 | 報告第4号 | みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第9 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第96号 | 町道路線認定について |
| | 議案第97号 | 町道路線廃止について |
| 日程第11 | 議案第98号 | みなかみ町国民保護協議会条例の制定について |
| | 議案第99号 | みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第100号 | みなかみ町合併振興基金条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第101号 | みなかみ町雲越家休憩施設条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第102号 | みなかみ町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第103号 | みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第104号 | 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について |
| 日程第17 | 議案第105号 | 指定管理者の指定について(デイサービスセンターほたるの苑) |
| | 議案第106号 | 指定管理者の指定について(水上デイサービスセンター) |
| | 議案第107号 | 指定管理者の指定について(新治ふれあいセンター) |
| | 議案第108号 | 指定管理者の指定について(福祉センター) |
| 日程第18 | 議案第109号 | 指定管理者の指定について(公衆浴場・いこいの湯) |
| 日程第19 | 議案第110号 | 指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋) |
| 日程第20 | 議案第111号 | 指定管理者の指定について(交流促進センター・太助の郷) |
| 日程第21 | 議案第112号 | 指定管理者の指定について(大峰休養施設・見晴荘) |
| 日程第22 | 議案第113号 | 指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設) |
| | 議案第114号 | 指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと) |
| 日程第23 | 議案第115号 | 指定管理者の指定について(農村交流公園・遊神館) |
| | 議案第116号 | 指定管理者の指定について(農林漁業体験実習館・豊楽館) |

	議案第117号	指定管理者の指定について(農産物加工施設・福寿茶屋)
	議案第118号	指定管理者の指定について(手づくり郷土の香りの家)
	議案第119号	指定管理者の指定について(たくみの里・ヨーグルト工房)
	議案第120号	指定管理者の指定について(フルーツ公園・桃李館)
日程第24	議案第121号	指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)
	議案第122号	指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)
日程第25	議案第123号	指定管理者の指定について(新治農村環境改善センター)
日程第26	議案第124号	指定管理者の指定について(集落水辺環境施設恋越公園)
日程第27	議案第125号	指定管理者の指定について(水紀行館)
	議案第126号	指定管理者の指定について(湯テルメ谷川)
	議案第127号	指定管理者の指定について(奈良俣サービスセンター)
	議案第128号	指定管理者の指定について(みなかみ町駐車場・湯原)
日程第28	議案第129号	指定管理者の指定について(ふれあい交流館)
日程第29	議案第130号	指定管理者の指定について(武尊青少年旅行村)
日程第30	議案第131号	指定管理者の指定について (相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場)
	議案第132号	指定管理者の指定について (相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷川上流広場)
	議案第133号	指定管理者の指定について (相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流右岸広場)
	議案第134号	指定管理者の指定について (相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流左岸広場)
	議案第135号	指定管理者の指定について (相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷湖記念公園)
	議案第136号	指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉交流公園・満天星の湯)
日程第31	議案第137号	指定管理者の指定について(みなかみ町駐車場・大穴)
日程第32	議案第138号	指定管理者の指定について(みなかみ町駐車場・湯桧曾字湯吹山)
日程第33	議案第139号	指定管理者の指定について(たくみの里・木工の家)
	議案第140号	指定管理者の指定について(たくみの里・竹細工の家)
	議案第141号	指定管理者の指定について(たくみの里・わら細工の家)
	議案第142号	指定管理者の指定について(たくみの里・陶芸の家)
	議案第143号	指定管理者の指定について(たくみの里・和紙の家)
	議案第144号	指定管理者の指定について(たくみの里・ものづくり館)
日程第34	議案第145号	指定管理者の指定について (ふれあいやすらぎ温泉センター・上牧風和の湯)
日程第35	議案第146号	指定管理者の指定について(永井宿郷土館)
日程第36	議案第147号	指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)
	議案第148号	指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)
日程第37	議案第149号	平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について

- | | | |
|-------|---------|----------------------------------|
| 日程第38 | 議案第150号 | 平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(1号)について |
| 日程第39 | 議案第151号 | 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(1号)について |
| 日程第40 | 議案第152号 | 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(1号)について |
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし
会議録署名議員

2番	阿部賢一君	12番	小野章一君
----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	矢野義夫	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	助役	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	櫛渕哲夫君	水上支所長	阿部正一君
新治支所長	石坂一美君	財政課長	木村一夫君
地域振興課長	林昭君	税務課長	林文博君
保健福祉課長	原澤和己君	環境課長	阿部正君
農政課長	阿部行雄君	観光商工課長	阿部一司君
建設課長	鈴木初夫君	都市計画課長	若桑一雄君
学校教育課長	小泉行夫君	上下水道課長	青山実君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前9時開会

議長（傳田創司君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより、平成18年第3回6月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

議長（傳田創司君） 本日は非常に暑くなっておりますので、上着の脱着はご自由に願います。

町長あいさつ

議長（傳田創司君） 本定例会に際し、町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成18年第3回みなかみ町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には早速、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

去る5月9日開催の臨時議会では、議長、副議長の選任をはじめ、各常任委員会、特別委員会等の構成が行われましたが、早速、各常任委員会では所管事項に基づき、町内視察が行われました。ご熱心なお取り組みに敬意を表する共に、今後の行政運営に力強いご指導とご鞭撻をお願い申し上げる次第であります。

町では6月1日から新たに税務課に「滞納整理室」を設置しました。これは厳しい財政状況を打破するために、今年当初に有識者から成る「行財政改革調査会」が設置され、調査会の答申に基づく組織であります。

滞納整理室は、職員6名と長年、県の税務行政で活躍された県職OBの方を嘱託員としてお願いし、当面は7人体制で臨んでまいります。詳細は行政報告で述べさせていただきますと思います。

さて、18年度も早2ヶ月が経過しました。この間、前年度の整理と新しい年度の準備が主な仕事でありましたが、5月末日には17年度の出納を閉鎖することができました。一部は繰越明許にしたものの、予定された事業はほぼ完了することができました。17年度は年度途中での合併という特殊な年でありましたが、何とか決算ができる見込みであり、議員各位をはじめ町民皆様のご協力に感謝申し上げる次第であります。

本定例議会に提案いたします案件は、報告、条例の制定と一部改正、指定管理者の指定、並びに平成18年度の補正予算等であります。

各議案の内容は、後刻ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

梅雨入りとなりまして、集中豪雨等が心配される季節を迎えました。天気予報等の情報確保に努め、町民の生命・財産を守るために全力を尽くしてまいります。議員各位の一層のご支援とお力添えを心より、お願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

開 議

- 議 長（傳田創司君） これより、本日の会議を開きます。
本日の会議はお手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。
議事日程第1号により議事を進めます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。
2番 阿部賢一君
12番 小野章一君 を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議 長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日より6月23日までの10日間としたい考えであります。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日より6月23日までの10日間と決定いたしました。
-

日程第3 議長諸報告

- 議 長（傳田創司君） 日程第3、議長諸報告を行います。
これより議会閉会中の報告をいたします。
平成18年5月31日から6月1日にかけて、全国町村会館において、群馬県町村議会議長会主催の「群馬県町村議会議長・事務局長研修」が、県内27町村関係者が参集し開催されました。
当日は、神田義治県町村議会議長会長より開会の挨拶があり、平成の大合併も一段落し本県の町村は合併前の59町村から27町村に半減となり、各種研修事業も効率の点を考えて議長研修においても検討の結果、事務局長も含めて研修を実施する運びとなったものであります。
本来の議長会の使命でもあります町村が、大同団結して議会の充実をはじめ、このようなときこそ、町村が連携を強化していく必要があると思われまます。これからも厳しい状況が続くと思われまます、この研修が皆様の活動の糧となればと思いますと、2日間の研修に向けての挨拶がなされました。
次に初日の研修に入り、元全国都道府県議会議長会議事調査部長として活躍され、平成12年3月退官され、地方議会のために「議員・職員のための議会運営の実際」等をはじめとする多くの著書を発行している野村稔先生を講師にお招きし「動議とその対応について」と題し3時間にわたり講義を受けました。
内容は、「動議とは何か」から始まり、本会議の動議の取り扱いや議長発議と動議では、中立公平を阻害しない事項は議長発議で行っても良い、また、動議として認められないも

の、会議の議題となり、議決の対象となるもの等含め講演が行われました。

翌日は、東京大学名誉教授大森弥先生による「地方制度の展望と課題」約1時間30分講演が行われました。先生は行政学・地方自治論を専門とし、現在地域活性化センター全国地域リーダー養成塾塾長やNPO地域ケア政策ネットワーク代表理事などの役職についておられ地域で活躍中であります。

自治法改正について、地方公共団体の吏員制度を、吏員とその他の職員の区分を廃止し、自治体職員とする扱いと、自治体の今後は特別職副知事及び助役制度、助役に代えて、副市町村長と呼ばれること、出納長収入役を廃止し、会計管理者をおくこととするなど、監査委員制度見直し識見を有する者について増加することができる等、議会制度充実に関する事項を中心に専門的な講演がなされました。

また、(株)独立総合研究所代表取締役青山繁晴先生による「地方自治体における危機管理」と題し、10時40分から1時間40分にわたり講演が行われました。

先生は、株式会社であるが、自立した組織であり続けるためにも、営利のためではなく、政府機関、自治体、企業などから委託を受けて調査研究を行い、社会、祖国、世界のために、寄与している会社を目指しているとのことから始まり、自由に日本からだけの視点ではなく、国際ルールの視点から語りたいと話され、講演は、講師と受講者が質疑応答し、双方で行う、臨機応変の内容構成で行われ、最新の動きのうち、拉致問題や、次の首相が誰になるかによって拉致問題関連が変わるなど、福田さんになれば中国を仲介し上手くいくとのことから始まり、本題に入り、国民保護法というのは、地域住民の安全と、地域の新しいあり方について、地域自ら考える機会与えるもので、皆さん自身の頭で考えていただきたいと問いかけながら話を進められ講演を終わりました。

すべての研修を終り、榛名町飯塚敏明副会長が閉会のことばを述べ、研修会は盛会裏に終了いたしました。

また、5月16日から23日までの間において各委員会におかれましては、管内施設を担当委員会ごとに視察し、各関係者から施設状況等について説明を受け管内視察を終りました。

これにて、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 行政報告

議長（傳田創司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） お許しを頂きましたので、2件行政報告をさせていただきます。

まず、6月6日に新聞報道されました滞納整理室設置について、その経過と取り組みについてご報告申し上げます。

平成17年10月1日、西部3町村の合併しましたが、新町みなかみ町に引き継がれた町税、公共料金等、15億円にのぼる膨大な滞納繰越があることが分かりました。

これでは、この町が上手く機能する状況になく、有効な対応が早急に必要であると考え、学識経験者の皆さんによる行財政改革調査会の設置をお願いいたしたところでございます。

私は、調査会の答申を頂き、厳しい財政状況を克服しながら、簡素で効率な調整を推進

していきたいと考えているところであります。

今年1月より、月数回にわたり、関係各課より滞納状況の把握、合併前の対応等について、詳細な聞き取りが行われ、4月5日に滞納及び公共料金等の未納への対応についての調査審議結果が、第一次答申として示されました。

滞納税金、未納料金等の徴収のため、プロジェクトチームの編成、捜査、差押え等の強制処分への移行が可能となる徴税吏員の発令、水道料金等の未納者に対する給水制限措置、町営住宅未納者に対する立ち退き要求、滞納者・未納者への行政サービスの停止、圧縮等々の非常に厳しい内容の答申をいただいたところでございます。

町税、上下水道等の多岐にわたる滞納繰越分は、一括して徴収して、膨大な滞納繰越額を圧縮すべく、6月1日に滞納整理室を設置した次第であります。

職員体制は参事以下6名と、県職員のOBで中之条行政事務所県税部長を最後に退職されました、沼田市利根町在住の津久井正人氏を迎え、総勢7名が実働部隊として専任して徴収にあたることになりました。

今後の取り組みについては、行財政改革調査会の提言に基づき、日々の滞納整理はもちろんのこと全庁上げての収納対策として、資料等が整いしだい、本庁・支所の管理職が年2回程度、全滞納者を対象に臨戸訪問し、徴収の強化を図り、収納率の向上に全力を挙げて行く考えであります。

また、滞納額の7割以上を占める大口滞納者については、別途個別訪問し、改めて経営状況等を把握し、町が今後本格的に徴収に取り組んでいくことの行政姿勢を示す考えであります。

特に悪質な滞納者については、税負担の公平の観点からも財産調査等をし、担税力を見極め、滞納処分等の厳しい処分も考えていかなければならないと思っております。

特に新しいこと、特別なことをする訳ではありません。今までやらなかったこと、出来なかったこと等、地方税法・民法等の諸法規を遵守し、滞納者に対し取り組んで行き、悪質な滞納者が時効が来て、不納欠損の処分がされて、真面目に働いて納税している皆さんがバカを見たと感じるようなことのないようにしていかなければならないと思います。

この対応は、生半可な考えや兼任では出来ないと考えまして、専任の滞納整理室を設置いたした次第であります。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、東京芸術大学との連携事業については、3月議会で報告させて頂きましたが、その後の経過についてご報告申し上げます。

東京芸術大学の学生による制作作品の収蔵事業ですが、本年度は9名の方から12作品が寄贈され、現在新治支所2階に展示をされております。

また、本年度芸大と連携する事業につきましては、絵画収蔵事業とアートプロジェクトという2つの事業があるわけですが、その他NPOを中心に文化庁に補助事業の申請をしましたところ、文化庁の「文化芸術による創造のまち」支援事業に採択されました。

このため、本議会に補正予算を計上させて頂きましたのでよろしくご審議頂きご決定を賜りたいとお願いをする次第であります。

この採択されました事業は、NPOが昨年実施したアートフラッグプロジェクトをさらに発展させ、芸大の指導のもと、町民や町民と交流のある人を対象に芸術作品の制作を通じたワークショップを実施するものであります。

この芸術活動の体験を通して、参加者の自己啓発と地域文化の向上を期待しているところ

るであります。

また、この活動がみなかみ町を舞台に開催されることにより、観光地としてのイメージアップにつながることを期待しているところであります。

6月2日には、これらの事業を実施するため、町長、教育長、文化協会長、観光協会長、商工会長、NPO奥利根芸術文化アカデミーのメンバー、町職員、東京芸術大学の関係者で、芸術村設立実行委員会を組織し、顧問には小野里県議会議員と沼田県民局長にご就任を頂きました。

いずれの事業も夏から秋にかけてワークショップを行い、11月に作品の展示を行う予定であります。今後ともよろしくご指導の程お願い申し上げます。

以上2点、行政報告とさせていただきます。

議 長(傳田創司君) 以上で行政報告を終わります。

日程第5 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議 長(傳田創司君) 日程第5、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

本件につきましては、各委員長より報告がないことをご報告いたします。

日程第6 報告第2号 平成17年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 長(傳田創司君) 日程第6、報告第2号、平成17年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 報告第2号について、ご報告申し上げます。

本繰越明許費につきましては、3月議会においてご決定いただきました額が決まりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

6款農林水産業費で「真沢の森建物修繕工事」は、豪雪により屋根の一部と露天風呂の囲いが破損しました。修繕につきましては、雪解けと宿泊客の状況により工事が遅れ、工期変更をいたしました。

次に、新治地区で実施しております「元気な地域づくり交付金事業」の入須川奥平地内農道改良工事が、道路計画の一部路線変更が生じたために、用地買収に不測の日数を要したためであります。

8款土木費で、「地方特定道路整備事業」町道悪戸矢瀬線は、補償物件の家屋の移転が今年の8月となるためであります。町道ウノセ線は、用地買収にあたり、相続関係の整理に不測の日数を要し、引き渡しが遅れたことと、豪雪により雪解けが遅く、年度内完成が不可能となったためであります。町道湯原32号線無散水消雪工事は、当該工事箇所土地所有者の相続がされていないため、相続関係の整理と抵当権抹消手続きに日数を要したため、年度内契約ができませんでした。

「地方道路臨時交付金事業」町道栗沢西線無散水消雪工事は、例年にない早期の降雪と路面凍結により、交通安全の確保のため、工事を中断し、雪解け後の施工としたため、年度内完成ができませんでした。

「まちづくり交付金事業」湯原地区につきましては、遊歩道整備工事では、河川占用に時間を要しており、温泉街駐車場整備工事は、設置場所の選定におきまして、その決定までに時間を要したことと、土地所有者の民事再生の結論待ちとなったことによるものであります。

10款教育費は、「幸知小学校体育館補修工事」は、積雪により、梁が変形したものを改修するものでありますが、3月初旬に工事発注をしましたが、雪解けが遅く、工事着工ができませんでした。

「水上中学校体育館部室屋根補修工事」は、体育館併設の部室の屋根が、豪雪により破損したものの改修工事ですが、同じく雪解けが遅く工事着工が遅れたものであります。

「新治中学校体育館屋根補修工事」は、積雪の重みにより屋根の一部と樋が崩落したものを補修するものでありますが、工期が2ヶ月かかるため繰り越したものであります。

以上ご報告申し上げましたが、豪雪等のやむを得ない事情をご理解いただきたいと思います。次第であります。以上をもちましてご報告とさせていただきます。

議 長（傳田創司君） 以上で報告第2号、平成17年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第7 報告第3号 財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告について

議 長（傳田創司君） 日程第7、報告第3号、財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人新治村農村公園公社の平成17年度に係る経営状況についてご報告申し上げます。

公社事業は、公社の定款に代わる「寄附行為」で8つの事業分野について取り組みながら、本年度で第13期目の決算を迎えました。

事業内容は多岐にわたりますが、収益を伴う公益事業の展開のほか、時代に適応した社会的役割を果たす事業も実施しております。

それでは公社から報告を受けた事業報告並びに会計報告により、その内容について概略を申し上げます。

公社事業には、公益事業と収益事業とがありますが、公益事業を一般会計、収益事業を豊楽館会計・遊神館会計・桃李館会計に分けて事業を行っております。

一般会計の主な事業は、美しい村づくりを推進する中で、パンジー苗23,800本を育成し、たくみの里地内及び公共施設に配布すると共に、豊楽館・遊神館・桃李館等へ植栽し、美しいまちづくりに努めました。

また、17年度から資源リサイクルセンターと大峰育成牧場の管理運営も公社に業務委

託し、一般会計の中で事業実施しております。

農業関係では、パンジー、桜桃、高設苺の試験栽培を実施し、販売額697万5千円で前年対比105%でありました。今後も研究を継続し、期待に添うよう努めてまいります。

次に豊楽館会計であります。豊楽館がオープン後10年目を迎え、来場者数は40万5千人で前年対比102.3%でありました。

農産物加工事業は、味噌・豆腐・納豆・こんにやく・まんじゅう・竹の子の水煮・梅のかりかり甘酢漬け等でありました。梅の甘酢漬けはテレビ放映されたところ非常に大きな反響があり好評得ている一品であります。

冬期の気象条件を活かして、凍み豆腐の加工も前年対比2割増の3,300袋の製造を行いました。

また、ヨーグルトの製造、販売事業について町内販売業者はもとより、近隣の沼田市、渋川市方面にも販売を拡大し、また、イベント等にも参加し販路拡大を行っております。地産地消を目指すことから、旧新治産大豆68俵、そば54俵を農家より購入いたしました。

しかしながら、生産農家の高齢化も伴い、年々購入量も減少傾向のため、数量確保について、18年度は本町全域を対象に契約栽培の働き掛けを行っていきたいと思います。

売上げ実績では、一般的な土産品3,433万1千円で前年対比90.6%、農産物の直売は7,435万7千円で前年対比104.4%、そば打ち体験は1,068万8千円で前年対比93%、ヨーグルトの販売は3,569万3千円で前年対比104%でありました。

豊楽館全体では、2億1,691万4千円で、前年対比100.5%の実績でありました。

次に遊神館会計についてご報告申し上げます。

遊神館事業では、入須川、恋越地区活性化委員会の協力を得て、開設10周年記念イベントの開催、各種団体、組織等へ誘客に努力致しました。また、旧村内の老人会や法事等の団体客の送迎を行い誘客に努力してまいりました。

正月三が日には帰省客等をターゲットに午後10時まで開館し利用拡大に努めて参りました。

入館者数では、99,777人で前年対比96.2%、総事業収入は、7,597万5千円で前年対比91%の実績でありました。

次に桃李館会計についてご報告申し上げます。

新巻果樹生産組合の協力を得て、イベントの開催及び学校、旅行会社等へダイレクトメールにより誘客宣伝に努力いたしました。果物のもぎ取りも始めることができ、入館者数は、43,390人、前年対比115%でありました。

事業収入は、果物のもぎ取り、入園料、ジャム体験、パン体験・バーベキュー・各種ジャム加工品・アイスクリーム・農家出荷の農産物等で、総事業収入は4,089万円で、前年対比108%の実績となりました。

詳細については、今会期中に議員各位に対し、公社から説明を申し上げますので、その際充分にご検討下さいますようお願い申し上げます。

以上で財団法人農村公園公社の経営状況についてご報告とさせていただきます。

議 長 (傳田創司君) 以上で報告第3号、財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第8 報告第4号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議長（傳田創司君） 日程第8、報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について、ご報告申し上げます。

平成17年度は、3町村の合併協議に基づき、月夜野町土地開発公社及び水上町土地開発公社を解散し、その債権債務の全てを新治村土地開発公社が引き継ぎました。

引き継いだ債権は、月夜野町土地開発公社から、名胡桃城址保存整備用地及び総合体育館駐車場用地の合計38,603㎡の土地と、水上町土地開発公社から健康増進施設用地4,004㎡の土地であります。債務は、これらの土地の取得資金である借入金が、総額3億6,550万3,795円であります。

その後、両土地開発公社は解散し、残余財産は新町みなかみ町に引き渡しております。

残余財産は別紙精算書のとおり、月夜野町土地開発公社は798万7,670円、水上町土地開発公社は649万1,014円となっております。

新治村土地開発公社は、合併後名称変更、目的の変更、主たる事務所の位置、理事の変更等を行いました。

次に、17年度決算の状況ですが、3ページをご覧ください。資産の状況ですが、預金が2,191万9,204円であります。

次に、公有用地であります。猿ヶ京公園用地と特別養護老人ホームの用地で2億985万459円、完成土地はうらの郷の宅地ですが4億7,930万9,066円、代行用地は名胡桃城址及び総合体育館駐車場用地並びに健康増進施設用地で、3億1,135万6,147円で、流動資産合計は10億2,243万4,876円あります。

負債は、短期借入金3億8,835万6,147円と長期借入金5億6,572万円で、負債合計は9億5,407万6,147円あります。

資本は、町が出資している基本財産500万円の他、準備金が6,335万8,729円で、資本合計は6,835万8,729円あります。

次に損益計算書ですが、最初に事業収益は公有用地売却収益1億805万148円で、保育所等建設用地及び旧相生館跡地用地を新治村及び民間二者に売却したものであります。代行用地売却収益5,414万7,648円は、名胡桃城址保存整備用地及び健康増進施設用地を新町みなかみ町に売却したものであります。

経費では人件費の役員報酬が主なものであります。

事業外収益の運営費補助金ですが、代行用地の利子補給金の他、今年度は月夜野町・水上町両土地開発公社から、町に引き渡した残余財産分について、運営費補助を受けております。

事業外費用は、支払利息236万9,513円が主なものであります。

以上から、当期の損益は、1,424万8,734円の利益となっております。

次に、公社財産目録ですが、6ページのとおりであります。

最後に、今後の公社経営についてであります。うららの郷の販売が緊急課題でありますので、今まで理事長及び職員とも兼任による態勢でありましたが、理事長につきましては新治村土地開発公社理事長でありました河合進氏に就任をお願いし、職員も公社に2名派遣し、一般行政事務との兼任をしない態勢を整えました。

うららの郷につきましては、財産目録にありますように、住宅団地の販売額は4億7,930万円で、これに対する現在の借入額が4億4,600万円で、その差額は3,300万円程であります。今後の年間の利息等の経費を考慮しますと、7年以内に販売が完了しませんが赤字が出る計算になります。

新体制のもと、早速インターネットを活用した営業や、首都圏への営業活動等を実施し、また、建築協定の見直しや地域農業や観光と連携した魅力づくりにも着手しております。

詳細につきましては、今会期中に土地開発公社の方から、理事長等がまいりまして、説明をいただきますのでよろしくご検討願いたいというふうに思う次第であります。

以上でございます。

議長(傳田創司君) 以上で報告第4号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長(傳田創司君) 日程第9、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 人権擁護委員の候補者の推薦について申し上げます。

現在、人権擁護委員として、平成15年10月1日よりご活躍をいただいております湯宿温泉558番地の山本ふえ子さんが、平成18年9月30日に任期満了となりますので、ご報告申し上げますとともに、献身的に人権擁護活動にご尽力を賜りましたご労苦に心から感謝を申し上げる次第であります。

後任者につきましては、人格識見に優れ、広く社会の実情に通じておられます、湯宿温泉594番地2、大川弘志氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審査の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより諮問第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

11番久保秀雄君。

11番(久保秀雄君) ただ今、町長の方から湯宿温泉の大川さんを推薦したいとの提案をいただいたわけですが、前任者の任期満了に伴う新任の人の選出だと思いますが、新しい大川さんの任期について、いつからいつまでの予定なのか、お聞きいたします。

議長(傳田創司君) 保健福祉課長。

(保健福祉課長 原澤和巳君登壇)

保健福祉課長(原澤和巳君) お答えいたします。

任期については3年間でございます。これは法務大臣の決定になりますので、何年何月というのはまだ分かりませんが、任期は3年間でございます。

議 長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて諮問第1号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、諮問第1号に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。

日程第10 議案第96号 町道路線認定について 議案第97号 町道路線廃止について

議 長(傳田創司君) 日程第10、議案第96号、町道路線認定について、議案第97号、町道路線廃止については関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第96号、97号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第97号では、みなかみ町猿ヶ京温泉1042番地3に隣接する町道北町裏41号線全線及び43号線の一部払い下げに伴う町道の廃止であります。

廃止に伴う地元調整は、区長及び隣接者より、付け替え道路の寄附を所有者から町が受けることで承諾が得られております。

次に、議案第96号は、議案第97号の町道一部廃止による路線の終点変更に伴う町道北町裏43号線を再認定するものであります。

つづきまして、みなかみ町政所地内、国道17号線の月夜野情報ターミナルの駐車場ですが、目的外使用により、長時間駐車する車が多く、国土交通省において、不法駐車対策とパーク・アンド・ライドの試行を取り入れた長時間駐車の出来る駐車場を施設南側に設

置し、みなかみ町が維持管理することを条件に建設したものであります。

この駐車場は、不特定多数が利用する施設であり、尚かつ国道敷でありますので、町道と重複認定を行うものであります。

なお、パーク・アンド・ライドとは、最寄りの駐車場から公共交通機関に乗り換えたり、乗り合いにより勤務地まで通勤するなどの方式で温暖化防止や、渋滞緩和など環境に優しい方式として取り入れられているものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第96号、議案第97号について一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第96号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第96号の討論を終結いたします。

議案第96号、町道路線認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号、町道路線認定については原案のとおり可決されました。

これより議案第97号の討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第97号の討論を終結いたします。

議案第97号、町道路線廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号、町道路線廃止については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第98号 みなかみ町国民保護協議会条例の制定について

議案第99号 みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

議 長（傳田創司君） 日程第11、議案第98号、みなかみ町国民保護協議会条例の制定についてから、議案第99号、みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてまでは、関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長 (傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) 議案第98号、99号について一括して提案理由の説明を申し上げます。
まず、議案第98号、みなかみ町国民保護協議会条例の制定について申し上げます。
本条例案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が平成16年に制定され施行されました。
本条例案は、同法第39条第1項の規程に基づき、みなかみ町国民保護協議会の組織及び運営について、所用の定めをいたしたく提案するものであります。
協議会は、国民保護法第39条の規程により、町の区域に係る国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、町の区域の国民保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために、協議会を置くものであります。
協議会は、町長の諮問に応じて、重要事項を審議し、町長に意見を述べることになっております。また、町長は国民保護に関する計画を作成し及び変更するときは、あらかじめ、協議会に諮問しなければならないとなっております。
つづきまして、議案第99号、みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。
国民保護法の施行に伴い、同法の第31条及び第183条において準用する、同法31条の規定に基づき、みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定するものであります。

本条例案は、外部からの武力攻撃があったときや、武力攻撃が想定される事態に至ったとき、国の指定により設置する「みなかみ町国民保護対策本部」及び、国や国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に至ったときに、同様に設置する「みなかみ町緊急対処事態対策本部」に関し、それぞれ関係法令に規定のない必要な事項を定めるために、新たに条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長 (傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第98号、議案第99号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番 (原澤良輝君) 武力行為ということが言われましたけれども、過去に日本が武力攻撃されたことがあるのか、また、町長はいつ頃、攻撃されるというふうにご想定をして条例を提出したのか、お聞きしたいと思います。

憲法に基づいてですね、各自治体が核兵器廃絶などの平和的な努力を重ねているときに、ことさら仮想癖を作ってしまうのは、この努力を無にするようなことがあってはならないと思います。今までどおり平和的な努力をする必要があるのではないかと思います。

また、協議会に自衛隊幹部を入れなくてはならないというふうな問題が町村などでも言われているのですが、町長は町のことはどのように考えているのかということ、それから、合併で忙しいときにですね、このような法案を出してくるのではなくて、県内でもいろいろあると思うのですが、県内の条例の指定状況はどのようなものかお聞きしたいと思います。

議長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

- 町 長（鈴木和雄君） 行政の第一義は、国民の生命財産を守ることであると思っております。
- そういう観点から、国におきまして、国民保護法というものを制定したのだと私は認識しております。
- したがって、国民保護法については県の役割、都道府県の役割、町村の役割が決めているわけでありますから、それに基づいて、条例を制定しようとするものでございます。
- それから、自衛隊関係云々の話がありますけれども、それは今後協議会の中で十分ご審議をいただけたらと思います。
- それから、合併早々でのお話しでありますけれども、本日上程させていただきましたので、十分にご審議をいただいてご検討をし、決定していただければ有り難いとこのように思います。
- 議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。
- 7 番（原澤良輝君） 99号も一括ということですので、職員を減らすというふうなことで計画を立てているのですけれども、事務局に町長は職員を指名するというふうな形になっていきますけれども、協議会の事務局にはどのくらいの職員を予定しているのでしょうか。
- 職員を減らすという計画を何年間かで立てられていますね。その中で、この新しくできる協議会が本部に職員を指名するというふうな形で提案されているのですけれども、その職員をどのくらい町長は予定しているのか。
- 議 長（傳田創司君） 総務課長。
- （総務課長 榎渕哲夫君登壇）
- 総務課長（榎渕哲夫君） 協議会の委員の数ということでございますか。
- 7 番（原澤良輝君） 委員ではないです、事務局の方という。
- 総務課長（榎渕哲夫君） 事務局体制ですか。
- 7 番（原澤良輝君） そうです。必要な職員を置くことが出来るというふうな形で。
- 総務課長（榎渕哲夫君） やはり、事務局はその対策によって違ってくると思います。
- どのような事態が起こるか分かりません。それによっては広範囲に及ぶものでしたら、全職員体制で当たらなければ行けないかとも思います。
- まず、対策本部を作るには国の指定に基づいて、作るようになっておりますので、その事態に応じての体制づくりになろうかと思っておりますので、その辺をご理解願いたいと思います。
- 議 長（傳田創司君） よろしいですか。ほかにありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
- お諮りいたします。
- 議案第98号、みなかみ町国民保護協議会条例についてから、議案第99号、みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定についてまでは、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
- よって、議案第98号、みなかみ町国民保護協議会条例についてから、議案第99号、みなかみ町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定についてまでは、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第100号 みなかみ町合併振興基金条例の制定について

議長（傳田創司君） 日程第12、議案第100号、みなかみ町合併振興基金条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案100号、みなかみ町合併振興基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

ご承知のとおり、合併したことにより、合併特例債・合併補助金などの財政措置が受けられますが、この合併振興基金も同じく合併したことにより措置されるものであります。

この基金の目的は、町民の連帯の強化及び地域振興を図るために、その運用益を活用して、新町の一体感の醸成のためのイベント開催や、文化創造事業等を実施しようとするものであります。

この基金の原資は、合併特例債を充てることのできるため、95%が充当され、その元利償還金の70%について、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算定されるものであります。

総額17億円まで積み立てることができますので、財政状況を勘案しつつ、毎年3億円程度計画的に積み立ててまいりたいと考えております。

以上をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 町債を発行して積み立てることになるとは思いますけれども、政府の方は新型交付税というのを計画しておりますけれども、交付税を減額しようとしているわけですが、交付税措置というのはどの程度補償されるというふうに考えているのか。

また、運用益を利用すると言われましたけれども、運用益についてはどのくらいを予定しているのか。

議長（傳田創司君） 財政課長。

（財政課長 木村一夫君登壇）

財政課長（木村一夫君） この低金利時代ですので、運用益はさほど見込めないと思っております。

交付税措置でございますが仰られるとおり、交付税制度が大きく変わろうとしておりますので、この先ははっきりしたことは申し上げられませんが、合併に伴う約束事ですので、その他のものは減らされる可能性はありますけれども、この分については約束されるものだと思っております。以上です。

議長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第100号、みなかみ町合併振興基金条例の制定については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号、みなかみ町合併振興基金条例の制定については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第101号 みなかみ町雲越家休憩施設条例の制定について

議長(傳田創司君) 日程第13、議案第101号、みなかみ町雲越家休憩施設条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第101号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町雲越家休憩施設は、奥根藤原地域の典型的な山村住宅であり、明治初期からの農具・生活用具等、貴重な民族資料が残され、国指定の重要文化財として保全されている雲越家を広く紹介するため、田園整備構想事業を導入し、来訪者駐車場、休憩所及び四季を通じて藤原独特のイベントを行う中心施設として整備を図り、藤原地域の活性化に資するものであります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 雲越家についてなんですけれども、直営なりして管理者を指定すると思うんですけども、この施設を運営していくためにですね、どのくらいのランニングコストを予定しているのか、新治地区で桃李館だとか、遊神館等の農村公園公社に7千万近い委託料なりを払っているというようなことがありますんでお願いしたいと思っております。

議長(傳田創司君) 農整課長。

(農整課長 阿部行雄君登壇)

農整課長(阿部行雄君) 雲越家の休憩施設につきましては、田園空間整備事業ということで、この事業が平成15、16、17年と整備してまいりました。そんな中におきまして、地域のことということでありますので、地域の方々に管理委託をお願いし、行っております。

管理委託料については、特に支出ということはありませんが、電気料、水道料、こういうものにつきましては、町の方の負担ということでさせていただいております。

この施設については、施設そのものが比較的小さいところから、昨年始めたことで、1年間につきましてはということですが、これは電気料等を含めまして、詳細な金額については、今手元に資料がありませんので後日お答えしたいと思います。以上です。

議長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第101号、みなかみ町雲越家休憩施設条例の制定については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号、みなかみ町雲越家休憩施設条例の制定については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第102号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第14、議案第102号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第102号について、提案理由とその概要をご説明申し上げます。

まず、住民税関係の主な改正内容といたしましては、損害保険料控除を地震保険料控除に改め、現行の損害保険料控除は、住民税で最高1万円の所得控除をしておりましたが、改正地震保険料控除は、支払った保険料の2分の1を控除し、住民税で最高2万5千円の所得控除となり、平成20年1月1日から適用となります。

その他の住民税関係につきましては、税源移譲に伴う県民税と住民税の税率割合の変更に伴う税率の改正であります。

次に、たばこ税関係の主な改正内容といたしましては、旧3級品以外のものが、1,000本当たり2,977円が3,298円に、旧3級品が1,000本当たり1,412円が1,564円にそれぞれ改正となり、平成18年7月1日から適用となります。

以上が改正内容であります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 町税のフラット化と言われているんですけども、所得税と住民税を合わせてですね、個人の負担というのはプラスマイナスにならないように調整すると言われていたのですが、これは実際にはどうなるのかということと、それから所得税非課税で住民税の課税世帯というのが低所得なんですけれども、この分だけ増税になるようなんですけれども、6年でも5年でもいいのですが、これに該当すると思われる世帯数はどのくらいあるのか。

それと住宅ローン減税が、確か今度住民税の方にも、入るといえることになると思うのですが、これが適用年数が少しややこしいので、これは周知方法みたいなのはどう考えているのか。あと、たばこ税というのは、これを条例で改正しなかった場合、JTとの関係は

どうなるのか。

議長（傳田創司君） 税務課長。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） 最初の2点については、把握しておりませんのでお答えできません。

それと住宅ローン減税の内容でいいのでしょうか。

7 番（原澤良輝君） 内容は、分かっているので、周知方法ですかね、住民に周知方法はどうか考えているんですかね。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） 周知というかたちですか、これについては近くなりまして、税務署や役場のチラシの方での周知となると思います。

たばこ税関係については、7月1日の値上げとなりまして、旧三級品以外で1本当たり0.321円、それから旧三級品で1本当たり0.152円という値上げになります。

昨年7月以降の売上本数から推定しますと、値上げ当初につきましては若干の買控え、買貯め等があると思いますが、さほどの大きな変化はないと見ております。

昨年の7月以降からの推移でいきますと、1千万円程度、増収見込みとしてみております。以上です。改正しなかった場合と言うと・・・。

7 番（原澤良輝君） J Tはそのまま値上げはしちゃいますよね。するとJ Tが儲かるということですか。

（税務課長 林 文博君登壇）

税務課長（林 文博君） はい。町村の方も、国から、県、町村の方もその分上がってきますので、よろしく申し上げます。

議長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第102号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第103号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第15、議案第103号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいさせます。係長。

（係長朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第103号について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、5月の臨時議会で専決処分のご承認をいただきました国民健康保険税条例の一部改正で項をずらした部分の中に、地方税法の条項が項ずれをしているため、関係する国民健康保険税条例条文の字句の整備を行うものであります。

なお、本改正条例は、平成19年4月1日からの施行となります。以上が概要であります。よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第103号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第104号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

議長(傳田創司君) 日程第16、議案第104号、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第104号について、ご説明申し上げます。

この協議は、平成18年1月1日以降、県内において7地区で市町村合併が行われ、これらの合併に伴う規約変更の協議であります。

まず、平成18年1月1日から鬼石町が藤岡市への編入合併により、鬼石町が組合から脱退し、1月28日には、倉渕村、箕郷町、群馬町及び新町が高崎市への編入合併により、それぞれの町村が、組合から脱退しました。

2月20日から、渋川市、北橋村、赤城村、子持村、小野上村及び伊香保町の新設合併により、新しい渋川市が設置されたことに伴い、旧市町村が組合から脱退し、新しい渋川市が組合に加入しました。

3月18日から、安中市及び松井田町の新設合併により、新しく安中市が設置されたことに伴い、旧安中市及び松井田町が組合から脱退し新しい安中市が加入しました。

3月27日から富岡市及び妙義町の新設合併により、新しく富岡市が設置され、旧富岡市及び妙義町が脱退し、新しい富岡市が組合に加入しました。

また、同日、勢多郡東村、笠懸町及び大間々町の新設合併により、新たにみどり市が設置されことに伴い、旧町村が組合から脱退し、新しいみどり市が組合に加入しました。

さらに同日、吾妻郡東村及び吾妻町の新設合併により、吾妻東村、吾妻町が組合から脱退し、新設された東吾妻町が組合に加入しました。

これらの理由により、組織団体を定めている別表を改正し、併せて組合規約における議会の組織及び選挙の方法を見直す必要が生じたため、規約改正を行うものであります。

なお、組合では、平成18年1月1日から、6ヶ月を経過する日までに行われる合併の規約変更について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3の特例措置規定を適用し、この期間内に行われる合併について、今回一括で規約変更の協議を行っています。

以上、群馬県市町村会館管理組合から協議がありましたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
これより議案第104号の討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第104号の討論を終結いたします。
議案第104号、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号、群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） この際休憩いたします。10時35分より再開いたします。

（10時23分 休憩）

（10時35分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第105号 指定管理者の指定について（デイサービスセンターほたるの苑）

議案第106号 指定管理者の指定について（水上デイサービスセンター）

議案第107号 指定管理者の指定について（新治ふれあいセンター）

議案第108号 指定管理者の指定について（福祉センター）

議 長（傳田創司君） 日程第17、議案第105号、指定管理者の指定について（デイサービスセンターほたるの苑）から、議案第108号、指定管理者の指定について（福祉センター）までは、関連する議題でありますので、以上4件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) お許しをいただきましたので、議案第105号から108号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

デイサービスセンターほたるの苑及び水上デイサービスセンター並びに新治ふれあいセンターは、介護保険法及び老人福祉法等に係る通所介護事業所として、高齢者の介護及び介護予防などの福祉施策を目的に、それぞれ平成14年、平成6年、平成12年に開設され、通所介護という地域高齢者福祉の重要な役割を担っている施設であります。

また、福祉センターは、新治ふれあいセンターと同施設を区画して、介護支援事業所及び高齢者の生きがい活動やボランティア活動などの福祉活動の拠点として、平成12年に開設をされております。

これら4施設の指定管理者の選定にあたり、通所介護事業のみならず、他の介護サービスや町の福祉諸事業を一体的に提供することの必要性から、開設当初より社会福祉法人のみなかみ町社会福祉協議会に管理運営を委託していた経緯があり、施設の運営目的に沿ったサービスの提供についてのノウハウを有していることから、指定管理者選定の特例により、社会福祉法人のみなかみ町社会福祉協議会を指定し、指定期間は提供サービスの特殊性から、4年7ヶ月とするものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第105号から、議案第108号まで、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 委託期間が3通りあると思うのですが、その基準みたいなものがあつたら教えて下さい。それから、指定管理者を指定する際の過程というんですか、経過みたいなもの、基準になるものがあつたらお願いします。

他に指定管理者制度が44件あると思うのですが、同じ質問をするのもなんなのでお願いします。

議長(傳田創司君) 地域振興課長。

(地域振興課長 林 昭君登壇)

地域振興課長(林 昭君) 指定管理者の指定の期間ですが、前の議会でもお話しさせていただいたかと思いますが、指定管理については、民間の参入をもって、住民サービスの向上とコストダウンを図るという、事務の効率化と言いますか、そのために指定管理者制度が設けられたものであります。

但し、今までの経過等もございます。3町村で設立した第3セクターによるサービス、また、社会福祉協議会等の継続したサービスといったこともありますので、特定のものを指定して、指定管理者とするということもあります。そうした場合、あまり長い期間にしたのでは、競争というものを排除するようなことがあつてはならないという観点から、基本的には1年7ヶ月くらいにしたいという基本の考え方があります。

但し、今出ました議案のように、事情によりましては、社会福祉協議会としてのサービスの提供ということも踏まえまして、これらにつきましては4年7ヶ月ですとか、また、

指定をした施設の、例えば維持修繕をするような場合は、少し長めにしないと受けられない、指定させられないということも、そういう事情もありますので、2年7ヶ月のものもあります、1年7ヶ月のものもあるという状況でございます。

それから、募集については、募集要項を公にしまして、募集しているということです。

それから選定については、委員会を組織し、有識者2名を入れまして、助役、担当課長等で委員会を組織しまして、その中で団体の経営状況ですとか、今までの実績ですとか、そういったものを総合的に判断をして指定をするということでございます。

議 長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第105号、指定管理者の指定について(デイサービスセンターほたるの苑)から、議案第108号、指定管理者の指定について(福祉センター)までは、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号、指定管理者の指定（デイサービスセンターほたるの苑）から、議案第108号、指定管理者の指定について(福祉センター)までは、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議案第109号 指定管理者の指定について（公衆浴場・いこいの湯）

議 長（傳田創司君） 日程第18、議案第109号、指定管理者の指定について(公衆浴場・いこいの湯)を議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第109号について、ご説明申し上げます。

公衆浴場いこいの湯は、住民の健康と福祉の向上及び融和と親睦を図る目的で、平成5年に建設され、開設時から地元猿ヶ京区により管理運営がされております。

指定管理者の選定につきましては、施設規模が小さいことや、利用者の大半が地元区民であることから、地域の活性化を図るためにも指定期間を4年7ヶ月とし、指定管理者選定の特例により、地元猿ヶ京区を指定するものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第109号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第109号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第109号、指定管理者の指定について(公衆浴場・いこいの湯)は、委員会付託表

のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号、指定管理者の指定について(公衆浴場・いこいの湯)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第19 議案第110号 指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋)

議長(傳田創司君) 日程第19、議案第110号、指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋)を議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第110号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町農産物直売所百姓茶屋は、入須川地域の活性化を目的に設置したもので、指定管理者選定の特例により、地元入須川活性化委員会を指定し、その指定期間は1年7ヶ月とします。なお、町は地元委員会に維持管理費の支出はしておりません。以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第110号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、議案第110号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第110号、指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号、指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第111号 指定管理者の指定について(交流促進センター・太助の郷)

議長(傳田創司君) 日程第20、議案第111号、指定管理者の指定について(交流促進センター・太助の郷)を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、6番林喜美雄君の退場を求めます。

(6番 林喜美雄君 除斥)

議長(傳田創司君) 事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長（鈴木和雄君） 議案第111号について、ご説明申し上げます。

交流促進センター(太助の郷)は、農林漁業特別対策事業を導入した施設で、塩原太助の資料館として、また農産物の直売所として使用目的が定められていることから、指定管理者の特例により、地元集落の農産物等生産の会を指定し、その指定期間は1年7ヶ月とします。町は管理委託費は支出しておりません。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第111号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第111号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第111号、指定管理者の指定について（公衆促進センター・太助の郷）は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号、指定管理者の指定について（公衆促進センター・太助の郷）は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

6番林喜美雄君の除斥を解きます。

（6番 林喜美雄君 入場着席）

日程第21 議案第112号 指定管理者の指定について（大峰休養施設・見晴荘）

議 長（傳田創司君） 日程第21、議案第112号、指定管理者の指定について（大峰休養施設・見晴荘）を議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第112号について、ご説明申し上げます。

大峰休養施設・見晴荘は、指定を受けようとする団体の公募を4月20日から5月2日まで致しました。その結果、2社の応募がありましたので、指定管理者選定委員会で選定し、個人事業者ダイヤモンドワールドを指定しました。

この事業者の構成員の1人は、町振興公社より委託され、昨年まで見晴荘を管理していた方です。指定期間は4年7ヶ月とします。

町では管理委託料、建物修繕費等は支払わないことを条件としております。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第112号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第112号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第112号、指定管理者の指定について(大峰休養施設・見晴荘)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号、指定管理者の指定について(大峰休養施設・見晴荘)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22 議案第113号 指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設)

議案第114号 指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと)

議長(傳田創司君) 日程第22、議案第113号、指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設)から、議案第114号、指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと)までは、関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第113号、議案第114号について、ご説明申し上げます。

真沢ファーム交流施設・月夜野は一べすとは、都市との交流と農村の活性化を図るための施設でありますので、指定管理者の選定の特例により、(株)月夜野町振興公社を指定し、指定期間は1年7ヶ月とします。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第113号から、議案第114号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第113号、指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設)から、議案第114号、指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと)までは、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号、指定管理者の指定について(真沢ファーム交流施設)から、議案第114号、指定管理者の指定について(産地形成促進施設・月夜野は一べすと)までは、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23 議案第115号 指定管理者の指定について(農村交流公園・遊神館)

議案第116号 指定管理者の指定について(農林漁業体験実習館・豊楽館)

議案第117号 指定管理者の指定について(農産物加工施設・福寿茶屋)

議案第118号 指定管理者の指定について（手づくり郷土の香りの家）**議案第119号 指定管理者の指定について（たくみの里ヨーグルト工房）****議案第120号 指定管理者の指定について（フルーツ公園・桃李館）**

議 長（傳田創司君） 日程第23、議案第115号、指定管理者の指定について（農村交流公園遊神館）から議案第120号、指定管理者の指定について（フルーツ公園桃李館）についてまでは、関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定より、5番河合生博君、6番林喜美雄君の退場を求めます。

（5番 河合生博君、6番 林喜美雄君 除斥）

議 長（傳田創司君） 事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第115号から議案第120号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

農村の活性化を図るため、農村公園構想を基に設置してきた施設で、町の主旨に沿って適切に管理運営されてきたもので、指定管理者の選定の特例により、財団法人新治村農村公園公社を指定し、その指定期間は2年7ヶ月とします。

但し、たくみの里ヨーグルト工房は製造の特殊性から4年7ヶ月とします。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第115号から、議案第120号まで、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番原澤良し輝君。

7 番（原澤良輝君） 農村公園公社には、いくつかの管理が今まで委託されてきて、今回も指定をするということで提案されています。

議案第115号の遊神館だけですかね、750万という使用料を払うような形になっています。食堂も営業しているんですけども、これも手数料取ってというふうなことで、この指定により、この2重のシステムはそのままなのかということと、今まで食堂利用して、座敷では使っても無料だったんですけども、何か最近是有料になったというふうに苦情を聞いているんですけども、その辺を変更する計画はないのかということ、あと120号関係なんですけども、これについては果樹生産組合との協同というか、セットということで事業をされていると思うんですけども、当初10戸程度の新組合員がいたそうなんですけども、最近辞めたいというふうなかたちで、何人か減っちゃってきているということで、また現在、農家の方も自分の経営の方が忙しいということで、辞めたいという希望も聞いておりますので、これを公社の方で引き受ける予定があるのかどうか、その辺をお願いします。

議 長（傳田創司君） 農整課長。

（農整課長 阿部行雄君登壇）

農整課長（阿部行雄君） お答えいたします。まず、遊神館についてですが、町の方から管理委託料ということで1,700万円ほど出ているということでございます。これについては、入

館料等の徴収ということで、入館料については3,900万円ほど町に入れていると、その他に売り上げの事業収入7,500万円のうちの750万円について、町に入金しているということになっております。

先程の座敷が有料になったかということですが、これは当初より条例に従いまして、大きい120畳くらいあるところ、大広間は無料、小部屋(個室)は有料ということで、この方針については当初より変わっておりません。

指定管理者になっても、システムについては変わらないのかということですが、当面は現行のシステムでいくということになっております。

それから、議案第120号、フルーツ公園の関係についてですが、桃李館等含めまして、一応ここは新巻地域なんですけど、果樹生産組合という法人を設立し、設立当初より、ずっと管理運営してきました。約4.5ヘクタールくらいのいろいろの農産物があります。リンゴからはじまり、梨、ブドウ等ございます。

この組合員の方で高齢になったり、また自分の家が忙しい、体調が優れないということで、何人か抜けられまして、現在組合員の方が2人ということで、法人化ということなんですけど、2人だとやっていけないのではというお話しがありまして、新たに認定農業者等加わりまして、そしてまた、販売については公社の方で全面的に協力をして一緒に販売をしていきたいと思いますという体制を引いたということでございます。

今年18年度からリンゴのオーナー制度とか、こういうものについても販売については公社の方でも、ある程度力を入れていきたいと思います、一致協力して進めております。

桃李館という施設は公社が受け持っている施設で、下の方の果樹生産組合が受け持っているのはいろいろな果樹を作っているということで、少し分かれているのですが、それを一体化して効率的な運営をしていきたいという主旨でございます。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかにありませんか。

19番速水一浩君。

19番(速水一浩君) 質問させていただきます。

まず、議長になんですが、現在2名除斥になっておりますが、指定を受ける管理者に何らかの関わりがあるということで除斥になっていると思うのですが、どの範囲までを除斥として取り扱うのかご説明願います。

議 長(傳田創司君) 議長に質疑答弁は許可されておられませんので、ここで暫時休憩いたします。

— 暫時休憩中に質問に対する答弁が、議会事務局長、地域振興課長よりされた。 —

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 新巻果樹生産組合について、伺いたいんですけども、果樹生産組合は以前確か9名ぐらいいて、2名になったという話ですけども、果樹生産組合を抜けると、抜きたいということで、抜けるんだったら、この450万円を払って、抜けるっていう話を聞いたんですけど、それは本当なんですか。

議 長(傳田創司君) 農整課長。

(農整課長 阿部行雄君登壇)

農整課長(阿部行雄君) お答えいたします。

組合内部のことなので、我々は関知できないということでございます。以上です。

議長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第115号、指定管理者の指定について(農村交流公園遊神館)から、議案第120号、指定管理者の指定について(フルーツ公園桃李館)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号、指定管理者の指定について(農村交流公園遊神館)から、議案第120号、指定管理者の指定について(フルーツ公園桃李館)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

5番河合生博君、6番林喜美雄君の除斥を解きます。

(5番 河合生博君、6番 林喜美雄君 入場着席)

日程第24 議案第121号 指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)

議案第122号 指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)

議長(傳田創司君) 日程第24、議案第121号、指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)から、議案第122号、指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)までは、関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。

ここで地方自治法第117条に規定により、林一彦君、傳田創司君の退場を求めます。

副議長と交代いたします。

(3番 林一彦君、23番 傳田創司君 除斥、議長除斥により副議長と交代)

副議長(本多秀律君) 事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

副議長(本多秀律君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第121号、議案第122号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町特用林産物加工施設は、藤原地域の山菜等の漬け物加工を行い、地域の活性化を目的に設置したものであります。商工会で管理し、地域の方が利用しておりますが、町では管理費を支出しておりません。月夜野農村環境改善センターの一部を現在みなかみ町商工会が事務所として使用しているので、管理運営には効率的なので指定管理者選定の特例により、みなかみ町商工会を指定し、その指定期間は1年7ヶ月とします。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

副議長(本多秀律君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第121号から、議案第122号まで一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第121号、指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)から、議案第122号、指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号、指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)から、議案第122号、指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

3番林一彦君、23番傳田創司君の除斥を解きます。

議長と交代いたします。

(3番 林一彦君、23番 傳田創司君 入場着席、除斥解除により副議長と議長交代)

日程第25 議案第123号 指定管理者の指定について(新治農村環境改善センター)

議長(傳田創司君) 日程第25、議案第123号、指定管理者の指定について(新治農村環境改善センター)を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、3番林一彦君の退場を求めます。

(3番 林一彦君 除斥)

議長(傳田創司君) 事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第123号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町新治環境改善センターは、多目的施設として、新治地域の方々が使用しております。祝祭日も管理し、観光案内もできる新治観光協会を指定管理者選定の特例により指定し、その指定期間は1年7ヶ月とします。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第123号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第123号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第123号、指定管理者の指定について(新治農村環境改善センター)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号、指定管理者の指定について(新治農村環境改善センター)は、

委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

3番林一彦君の除斥を解きます。

(林 一彦君 入場着席)

日程第26 議案第124号 指定管理者の指定について（集落水辺環境施設恋越公園）

議 長（傳田創司君） 日程第26、議案第124号、指定管理者の指定について（集落水辺環境施設恋越公園）を議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長（鈴木和雄君） 議案第124号について、ご説明申し上げます。

みなかみ町集落水辺環境施設恋越公園は、地域環境を活かした魚釣り施設として、設置されものでありまして、都市との交流を図っているところであります。管理者選定の特例により、地元恋越水産組合を指定し、その指定期間は1年7ヶ月とします。なお、町は管理費についての支出はございません。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第124号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第124号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第124号、指定管理者の指定について（集落水辺環境施設恋越公園）は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって議案第124号、指定管理者の指定について（集落水辺環境施設恋越公園）は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第27 議案第125号 指定管理者の指定について（水紀行館）

議案第126号 指定管理者の指定について（湯テルメ・谷川）

議案第127号 指定管理者の指定について（奈良俣サービスセンター）

議案第128号 指定管理者の指定について（駐車場・湯原）

議 長（傳田創司君） 日程第27、議案第125号、指定管理者の指定について（水紀行館）から、議案第128号、指定管理者の指定について（駐車場・湯原）までは、関連する議題でありますので、以上4件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第125号から128号まで一括して、ご説明申し上げます。
水紀行館、湯テルメ・谷川、奈良俣サービスセンター、湯原・駐車場は、都市住民との交流及び町の活性化を目的に設置された施設であります。この施設の管理を会社の設立当初から行っている(株)水の故郷に指定管理者を指定するものであります。なお、指定期間は、水紀行館にあつては4年7ヶ月、その他の施設は2年7ヶ月であります。
よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第125号から、議案第128号まで一括して質疑に入ります。質疑はありますか。
12番小野章一君。

12番（小野章一君） 議案第125号の水紀行館の指定管理者の指定についてですが、この中に農整課でかつて事業を行った寺間の野球場申込窓口として、水紀行館が今までされていたというふうに思うわけですが、今後取扱い窓口はどうするのかをお聞きします。

議長（傳田創司君） 都市計画課長。
（都市計画課長 若桑一雄君登壇）

都市計画課長（若桑一雄君） お答えいたします。8月31日までは水紀行館が行い、9月1日から町が直営で行うということでございます。

議長（傳田創司君） ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
議案第125号、指定管理者の指定について(水紀行館)から、議案第128号、指定管理者の指定について(駐車場・湯原)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第125号、指定管理者の指定について(水紀行館)から、議案第128号、指定管理者の指定について(駐車場・湯原)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第28 議案第129号 指定管理者の指定について（ふれあい交流館）

議長（傳田創司君） 日程第28、議案第129号、指定管理者の指定について（ふれあい交流館）を議題といたします。

ここで地方自治法第117条に規定により、3番林一彦君、23番傳田創司君の退場を求めます。

副議長と交代をいたします。

（3番 林 一彦君、23番 傳田創司君 除斥、議長除斥により副議長と交代）

副議長（本多秀律君） 事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。
（係長朗読）

副議長（本多秀律君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第129号について、ご説明申し上げます。

ふれあい交流館は、誘客の促進と地域住民との交流を目的に平成16年7月に開設いたしました。現在、直営にて運営しておりますが、住民サービスの向上と、経費の節減などの面から、みなかみ町商工会に指定管理者を指定するものであります。なお、指定期間は2年7ヶ月であります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

副議長（本多秀律君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第129号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

副議長（本多秀律君） ありませんので、これにて議案第129号の質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第129号、指定管理者の指定について（ふれあい交流館）は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（本多秀律君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第129号、指定管理者の指定について（ふれあい交流館）は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

3番林一彦君、23番傳田創司君の除斥を解きます。

議長と交代いたします。

（3番 林 一彦君、23番 傳田創司君 入場着席、除斥解除により副議長と議長交代）

日程第29 議案第130号 指定管理者の指定について（武尊青少年旅行村）

議長（傳田創司君） 日程第29、議案第130号、指定管理者の指定について（武尊青少年旅行村）を議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第130号について、ご説明申し上げます。

武尊青少年旅行村は、青少年の健全な育成を目的に設置された施設であります。現在は、併設された県のキャンプ場と併せて、宝台樹キャンプ場として武尊山観光開発㈱が管理を行っております。

すでに群馬県は、武尊山観光開発㈱に指定管理者を指定していることから、町としてもキャンプ場の一体性を考慮し、武尊山観光開発㈱に指定管理者を指定するものであります。

なお、指定期間は4年7ヶ月でございます。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第130号につ

いて質疑に入ります。質疑はありませんか。

9 番 島崎栄一君。

- 9 番 (島崎栄一君) この指定管理者のですね、武尊山観光開発(株)についてなんですけども、宝台樹スキー場の指定管理ということでやっていて、そのその土地をですね、地元の町民が持っていて、この会社が地代を払っているわけです。そういう中でですね、契約どおりに地代を払ってくれないんで困っているっていう相談を以前受けたことがあります、この武尊山観光開発(株)が、現在はきちんと地元の人達、地主の人達に地代を契約どおりに払っているかどうかというのを確認したいんですけども。

議 長 (傳田創司君) 観光商工課長。

(観光商工課長 阿部一司君登壇)

観光商工課長 (阿部一司君) お答えいたします。私どもが承知していますのは、地代は払っていると思います。

議 長 (傳田創司君) 9 番 島崎栄一君。

- 9 番 (島崎栄一君) そうでしたらですね、思ってるということでは確定じゃないので、後でですね、地元のその地主の人達とかですね、そういう人達に確認を取っていただければと思います。

議 長 (傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第130号の質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第130号、指定管理者の指定について(武尊青少年旅行村)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって議案第130号、指定管理者の指定について(武尊青少年旅行村)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長 (傳田創司君) この際休憩いたします。13時05分より再開いたします。

(11時57分 休憩)

(13時05分 再開)

議 長 (傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第30 議案第131号 指定管理者の指定について

(相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場)

議案第132号 指定管理者の指定について

(相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷川上流広場)

議案第133号 指定管理者の指定について

(相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流右岸広場)

議案第134号 指定管理者の指定について

(相俣ダム周辺レクリエーション施設・西川上流左岸広場)

議案第135号 指定管理者の指定について**(相俣ダム周辺レクリエーション施設・赤谷湖記念公園)****議案第136号 指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉交流公園・満天星の湯)**

議 長(傳田創司君) 日程第30、議案第131号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場)から、議案第136号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉交流公園・満天星の湯)までは、関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、3番林一彦君の退場を求めます。

(3番 林 一彦君 除斥)

議 長(傳田創司君) 事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第131号から136号まで一括してご説明申し上げます。

相俣ダム周辺レクリエーション施設は、水源地域の活性化を目的に設置され、猿ヶ京温泉交流公園・満天星の湯は、住民の健康増進及び芸術文化の振興と地域の活性化を目的に設置をされた施設であります。これらの施設を満天星の湯の管理運営を行っている(株)猿ヶ京温泉夢未来に指定管理者を指定するものであります。なお、指定期間は2年7ヶ月でございます。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第131号から、議案第136号まで一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 136号なのですが、まんてん星の湯ということで、日帰り温泉施設になってます、こういう施設を作ることによってですね、この地域の温泉旅館ですかね、それのお客が減るといふようなことが思われるのですが、その辺の扱いみたいなのはどういうふうに考えているのでしょうか。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君に申し上げます。ただ今の発言は、質疑の範囲を超えていますので注意いたします。

議 長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第131号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場)から、議案第136号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉交流公園・満天星の湯)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第131号、指定管理者の指定について(相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場)から、議案第136号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温

泉交流公園・満天星の湯)までは、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

3番林一彦君の除斥を解きます。

(3番 林 一彦君 入場着席)

日程第31 議案第137号 指定管理者の指定について(駐車場・大穴)

議長(傳田創司君) 日程第31、議案第137号、指定管理者の指定について(駐車場・大穴)を議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第137号について、ご説明申し上げます。

この駐車場は、公衆の利便性の向上を目的として設置され、行楽シーズンの駐車場として、また、冬季はスキー客の駐車場として利用されております。この駐車場を現在も管理を行っている大穴区に指定管理者を指定するものであります。なお、指定期間は1年7ヶ月であります。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第137号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第137号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第137号、指定管理者の指定について(駐車場・大穴)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって議案第137号、指定管理者の指定について(駐車場・大穴)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第32 議案第138号 指定管理者の指定について(駐車場・湯桧曾字湯吹山)

議長(傳田創司君) 日程第32、議案第138号、指定管理者の指定について(駐車場・湯桧曾字湯吹山)を議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第138号について、ご説明申し上げます。

この駐車場は、公衆の利便性の向上を目的として設置され、行楽シーズンの駐車場として、また冬季はスキー客の駐車場として利用されております。この駐車場を現在も管理を

行っている谷川岳ロープウェー(株)に指定管理者を指定するものであります。なお、指定期間は2年7ヶ月であります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第138号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第138号の質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第138号、指定管理者の指定について（駐車場・湯桧曾字湯吹山）は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって議案第138号、指定管理者の指定について（駐車場・湯桧曾字湯吹山）は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

- 日程第33 議案第139号 指定管理者の指定について（たくみの家・木工の家）**
議案第140号 指定管理者の指定について（たくみの家・竹細工の家）
議案第141号 指定管理者の指定について（たくみの家・わら細工の家）
議案第142号 指定管理者の指定について（たくみの家・陶芸の家）
議案第143号 指定管理者の指定について（たくみの家・和紙の家）
議案第144号 指定管理者の指定について（たくみの家・ものづくり館）

議 長（傳田創司君） 日程第33、議案第139号、指定管理者の指定について（たくみの家・木工の家）から、議案第144号、指定管理者の指定について（たくみの家・ものづくり館）までは関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第139号から第144号まで一括してご説明申し上げます。

たくみの家は、地場手工芸の振興伝承と地域経済の活性化を目的として、昭和61年にオープンし、現在年間50万人近くの来場者があります。

こうした中、たくみ会はたくみの里を中心に伝統や技能を地域住民や都市住民に伝えながら、地域振興と活性化を目的として活動を進めている団体でありますことから、たくみ会をたくみの家の指定管理者として指定をするものであります。

なお、ものづくり館においては、新たな工芸ということから、特定非営利活動法人里山の学校に指定をするものでございます。指定期間はいずれも1年7ヶ月であります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第139号から、議案第144号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第139号、指定管理者の指定について(たくみの家・木工の家)から、議案第144号、指定管理者の指定について(たくみの家・ものづくり館)までは、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第139号、指定管理者の指定について(たくみの家・木工の家)から、議案第144号、指定管理者の指定について(たくみの家・ものづくり館)までは、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第34 議案第145号 指定管理者の指定について (ふれあいやすらぎ温泉センター・上牧風和の湯)

議 長(傳田創司君) 日程第34、議案第145号、指定管理者の指定について(ふれあいやすらぎ温泉センター・上牧風和の湯)を議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第145号について、ご説明申し上げます。

上牧風和の湯は、住民の健康増進と温泉の有効利用を図るため、平成14年に開設いたしました日帰り温泉施設であります。

この施設を開設当初から管理を行っている上牧温泉旅館協同組合に指定管理者を指定するものであります。なお、指定期間は2年7ヶ月でございます。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第145号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 風和の湯の指定管理者を、上牧温泉協同組合に指定する条例についてなのですが、この条例には10条で利用料の減免制度というのがあります。

指定に当たり、この減免制度を利用するように計画というか、条件を出した方が良いのではないかと思います。

たぶん無料招待券の中に風和の湯というのは、最初の予定では入っていたのですが、何か途中から除かれてしまって、上牧地域の老人が大分怒って無料招待券を受け取らなかったという話も聞いております。地域の住民のためということで、そういう条件を規定の際にした方が良いのではないかとということです。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長。

(観光商工課長 阿部一司君登壇)

観光商工課長(阿部一司君) ただ今の料金の減免につきましては、今期定例会で指定管理者を決定して頂ければ、今後指定管理者と内容の協議を始め、その中でそういったお話しもさせて

いただきたいと思っております。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第145号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第145号、指定管理者の指定について(ふれあいやすらぎ温泉センター・上牧風和の湯)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって議案第145号、指定管理者の指定について(ふれあいやすらぎ温泉センター・上牧風和の湯)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第35 議案第146号 指定管理者の指定について（永井宿郷土館）

議 長（傳田創司君） 日程第35、議案第146号、指定管理者の指定について(永井宿郷土館)を議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第146号について、ご説明申し上げます。

永井宿郷土館につきましては、資料館と大広間が併設されておりまして、広間につきましては、永井区民の集會に利用したり、資料館の休憩所として利用されております。

この管理につきましては、従来より永井区に委託しております。維持管理経費の一部についても永井区が負担していることから、この度の指定管理者の指定については、永井区に管理委託をしたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第146号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第146号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第146号、指定管理者の指定について(永井宿郷土館)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって議案第146号、指定管理者の指定について(永井宿郷土館)は、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第36 議案第147号 指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)
議案第148号 指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)

議長(傳田創司君) 日程第36、議案第147号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)から、議案第148号、指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)までは、関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、3番林一彦君の退場を求めます。

(3番 林 一彦君 除斥)

議長(傳田創司君) 事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第147号、148号についてご説明申し上げます。

猿ヶ京温泉及び湯宿温泉屋内運動場は、体育の振興と交流の進展を目的として、ゲートボールコートとテニスコートが整備されており、民宿を利用した学生の合宿や地域のゲートボール愛好者に利用されております。

こうしたことから、猿ヶ京温泉屋内運動場については猿ヶ京温泉民宿組合に、湯宿温泉屋内運動場については新治ゲートボール協会に指定管理者を指定するものであります。

なお、両施設とも指定期間は1年7ヶ月であります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第147号から、議案第148号まで一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第147号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)から、議案第148号、指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)までは、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって議案第147号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)から、議案第148号、指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)までは委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

3番林一彦君の除斥を解きます。

(3番 林 一彦君 入場着席)

日程第37 議案第149号 平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について

議長(傳田創司君) 日程第37、議案第149号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案149号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、145億7,470万円とするものであります。

歳入の補正は、	分担金及び負担金	330万3千円の減額
	国庫支出金	93万8千円の増額
	県支出金	2,791万9千円の増額
	寄附金	10万円の増額
	繰入金	150万円の増額
	繰越金	6,316万6千円の増額
	諸収入	1,262万円の減額
	町債	1,730万円の増額であります。

歳出の主なものは、2款総務費では、1項総務管理費情報政策費で、既存ソフトのライセンスの更新費用として、54万6千円の増額。

地域づくり費で、山岳博物館のサテライト施設として、谷川岳ロープウェイ所有の建物の購入費として、100万円の増額。

地域間交流費で、東京芸大文化交流事業で実施する、みなかみ町に住む人々をデジタル写真による、アート事業に対する補助金として、90万円の増額と、「文化芸術による創造の町」支援事業に対する補助金50万円の増額は、文化庁からの補助金350万円と合わせて400万円で「芸術村設立実行委員会」が実施するものであります。

2項徴税費の増額補正は、行財政改革調査会の諮問を受け、6月1日より税務課内に設けた「滞納整理室」に非常勤として勤務していただく、群馬県OBの津久井氏の賃金と、税法改正対応システム電算委託料であります。

3款1項社会福祉費では、障害者自立支援法の施行により、障害程度区分を判定するために申請のあった本人と面談する保健士の4ヶ月分の臨時雇用賃金と区分認定医師意見書の手数料で124万7千円の増額、介護保険特別会計の総務費と地域支援事業の補正に伴う繰出金886万6千円の増額であります。2項児童福祉費で、勤務先等の理由で他市町村の保育園に入園する園児の広域入所運営委託料として、555万1千円の増額補正であります。

4款衛生費2項清掃費で、4月より採用した臨時塵芥収集員の社会保険料事業主負担金、97万円の増額補正であります。

6款農林水産業費1項農業費は、畜産業費で種牛購入費150万円と返納分基金積立金70万円であります。この内、種畜貸付譲渡基金から、150万円繰入金で財源を手当てしております。

中山間地域総合整備事業費で980万3千円の減額補正は、水上地区の北原工区が、今年度中に一部ほ場整備に着手できない部分が生じたためであります。また、今年度事業を予定していなかった大穴工区を着手します。元気な地域づくり交付金事業費で実施します入須川地区農道整備工事で4,646万円の増額補正であります。財源は、補助金及び辺地債を充当します。2項林業費は、有害鳥獣等対策協議会補助金をより有効な活動ができ

るように、駆除賃金等に細分化しました。

7款商工費2項観光費では、たくみの里ホテル鑑賞及びカップまつりのイベント費用として、40万5千円の増額補正と、観光施設費で、ふれあい交流館浴槽濾過装置点検委託料と大峰山等の登山道整備委託料として、152万9千円の増額補正であります。

8款2項道路橋梁費で、上牧地区の子持橋架設工事が、工法の変更により、当初設計額から982万8千円減額し、水上地区の栗沢西線舗装維持修繕工事に付け替えました。

4項都市計画費は、まちづくり交付金事業費から、まちうち再生総合支援費へ委託料等の振替であります。

9款消防費では、消防団員のヘルメットが、耐用年数が切れていることと、旧3町村によってスタイルが異なるため、統一購入費用と、消防ポンプ修理代等で、335万7千円の増額補正であります。

10款教育費1項教育総務費では、スクールバスの臨時運転手2名分の運転業務委託料等で、368万1千円の増額補正であります。2項小学校費は、幸知小学校及び藤原小学校の耐震診断調査と、桃野小学校体育館屋根葺き替え工事及び、各小学校のプール施設の定期点検手数料で、1,322万円の増額補正であります。3項中学校費では、藤原中学校の耐震診断調査等で、229万9千円の増額補正、5項幼稚園費では、月夜野幼稚園敷地の借地料等で、188万7千円の増額補正であります。

6項社会教育費は、郷土歴史資料館敷地の借地料と、ライオンズクラブの寄附金による図書購入費で、108万8千円の増額補正であり、7項保健体育費で、ホッケー場敷地等の借地料等で206万円の増額補正であります。

なお、第3条の一時借入金の補正は、借入れの最高額6億円に9億円を追加し、15億円にするものであります。年度末に集中する事業の支払に対応するために補正するものであります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第149号について質疑に入ります。質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 元気な地域づくりの交付金についてなのですが、前年繰越が1,200万で、当初予算で1億円100万円ですかね、今回4,600万というかたちになってますが、前年もいろいろ何か用地等の交渉で遅れ、繰り越さざるを得なかったということですが、現在して、再度繰り越すようことがないかということ、あとスクールバスの委託料が、当初で240万、今回290万円ですが、委託方法みたいのが変わったのかどうかということ、それから耐震調査ということで小学校の方に727万ありますが、該当する学校はどこかということをお願いいたします。

議長(傳田創司君) 農整課長。

(農整課長 阿部行雄君登壇)

農整課長(阿部行雄君) お答えいたします。元気な地域づくり交付金についてでございます。これは国が55%、県が10%ということで、17、18、19年と3年間で行っていきます。全体の金額は2億4千万ということで変わらないのですが、工事関係でできるだけ18年度についても出来る分については多くやりましょうということで、今回補正をさせて頂いたということでございます。ですから、19年度については今回の分がありますから、少

なくなるということでもあります。ですから、3年間の総合計については変わらないということでございます。以上です。

議長(傳田創司君) 学校教育課長。

(学校教育課長 小泉行夫君登壇)

学校教育課長(小泉行夫君) お答えいたします。スクールバス運転業務の委託費2名ということですが、当初臨時でお願いした方が辞めるということで職員間の中で何とか出来ないかという方策で考えていたわけですが、総務課人事関係等とも協議した結果、なかなか難しいということで特別な免許等が必要ですので、2名を再委託しまして、2名分スクールバス運転業務にいただいた分であります。それと小学校の耐震診断ですが、現在のところ小学校は幸知小学校と藤原小学校を予定しております。727万6千円という予算であります。以上です。

議長(傳田創司君) ほかにありませんか。

10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 22号、10款教育費2項小学校費の工事請負費の桃野小学校体育館葺き替え工事に関してですが、これについてはお願いをし、早急に梅雨時期を踏まえやっていたかなければならないと思います。

しかしながら、合併する前とは言いながらも昨年秋、補修工事をやった経緯があります。にもかかわらず、なぜこういう事態になったかということに対して、きちんとした原因究明、また経緯というものを検証し、再発防止策というものをされたのかという点について、お聞きします。

これはこの問題についてだけでなく、これから様々な施設が老朽化し、補修等を行えばならないという施設を町自体が抱える中で、このようなことを二度と起こさないということを教訓にすべきと思いますが、その点についていかがでしょうか。

議長(傳田創司君) 学校教育課長。

(学校教育課長 小泉行夫君登壇)

学校教育課長(小泉行夫君) お答えいたします。桃野小についてはご指摘のとおり、何回か屋根の補修をしております。それで覚え書き等も取りまして、再度改修をして頂きました。そんな中で今年は豪雪ということもあり、雪の量が極端に多く、修繕、改修をしたところに雪が積もって、それが溶けて一緒に落ちるという状況もありましたし、瓦が大分古いものをその上に塗ったというような工事内容でありました。そういったことが起きないということだったので、雪と共にずれて、下の防水シートが破けてしまったという、そういう箇所が何箇所か出てしまったということがありましたので、今後工法については、こちら側としましても、協議勉強してより良い対策を取っていきたいと思っております。

そのため今回、補正を再度上げさせていただいておりますが、今回はそういったものを見込んで、より良い改修にしていきたいと思っております。

業者も当時行った業者は会社が無くなったという状況もあるのですが、そういったことで今後は注意していきたいと思っております。以上です。

議長(傳田創司君) 10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) 最初の段階でのことですから、今の課長の答弁では非常に厳しい話かと思えます。しかしながら、工法であるとか、工事に対する技術的な提案の問題などもあると思えます。

この工事に関して、塗装という判断をどこでどういうふうにしたかは分からないわけで

すけれども、入札の指名業者が建築資格を持たない塗装業の業者が入った入札であったという経緯もあるわけであります。

このようなことが今後決してないようということに対して、どのような方法、施策を持って再発防止を図るか、その点について再度お願いいたします。

議長（傳田創司君） 学校教育課長。

（学校教育課長 小泉行夫君登壇）

学校教育課長（小泉行夫君） 高橋議員のご指摘のとおり、当時私担当ではなかったのですが、そういった業者の選定というのいろいろ協議をした中での選定方法かと思われま

す。一番の原因は瓦が、浸透地になるような古い瓦であったというのが原因であろうかと思いますが、そういった現状を良く把握した上での工事に今後は努めていきたいと思っております。

当時の担当の方からは詳細聞いておりますが、状況が、今年の冬の豪雪が一番の原因かなと思っております。天候によってこういう事態になったわけですが、今後こういうことがないように努めていきたいと思っております。

議長（傳田創司君） ほかにありませんか。

1 2 番小野章一君。

1 2 番（小野章一君） 同じく、教育費の関係で22～23分で、小学校費、中学校費の中でプールの定期点検の委託料があります。この関係について、それぞれ点検する内容が違うのかなとも思うのですが、地区によって金額にバラツキがあるということと、3万2千円～297万円まで差があるのですが、同じ点検でありながら、どういうことでこういう差があるのかということ伺います。

議長（傳田創司君） 学校教育課長。

（学校教育課長 小泉行夫君登壇）

学校教育課長（小泉行夫君） プールの整備補充管理委託料の各学校の額が違うということですが、プールの大きさ、濾過器の数の違いもあります。そういったことで金額が違うかと思われま

す。これは当初、委託関係は予算査定の時に財政との協議の中で、施設の委託は見直していこうという話があり、その都度状況に応じて、夏の授業に支障を来さないように、施設整備が出た場合に補正なりで対応していこうということで管理を集中的にしたいということもあり、今回の補正で夏のプール使用に支障を来さないようということ、財政とも協議をして、6月に上げようということしております。金額の相違はプールの大きさ、規模によって若干の差があるという状況です。以上です。

議長（傳田創司君） 1 2 番小野章一君。

1 2 番（小野章一君） 一つは月夜野地区なんです、18万5千円ということで同じ額ということ、プールの大きさも同じということの解釈でよろしいのでしょうか。

議長（傳田創司君） 学校教育課長。

（学校教育課長 小泉行夫君登壇）

学校教育課長（小泉行夫君） はい、そのとおりです。

1 2 番（小野章一君） 新巻小学校を見ますと3万2千円という額ですが、これは相当小さいのかなというふうに思うのですが、実際そうなのですか。

議長（傳田創司君） 学校教育課長。

（学校教育課長 小泉行夫君登壇）

学校教育課長（小泉行夫君） 新巻小学校の方は、前年度に改修し、補修点検が済んでいるというこ

とで最低限のところのものを載せてありますので金額的には安くなっているという状況です。以上です。

議長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第149号の質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第149号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって議案第149号、平成18年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第38 議案第150号 平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)について

議長（傳田創司君） 日程第38、議案第150号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

（係長朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第150号について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度実績を平成18年度予算により精査するもので、歳出では、支払基金医療費交付金の過年度超過交付分の返還で、歳入では前年度繰越金の一部を計上しております。補正額につきましては、歳入歳出それぞれ912万9千円を増額し、歳入歳出それぞれ26億32万6千円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第150号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第150号の質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第150号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第150号、平成18年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

た。

日程第39 議案第151号 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議長(傳田創司君) 日程第39、議案第151号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第151号について、ご説明申し上げます。

はじめに本補正予算は、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ899万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億9,899万5千円とするものであります。

歳入の主な補正内容は、国庫支出金3万7千円の増額、支払基金交付金4万6千円の増額、県支出金1万8千円の増額、繰入金889万4千円の増額であり、歳出の主な内容は、総務費884万7千円の増額、地域支援事業費14万8千円の増額となっております。

歳入の補正理由は、3款国庫支出金から5款県支出金までは、地域支援事業費の増額に伴う支出金および交付金の増額であります。

8款繰入金につきましては、地域支援事業費の増額及び総務費の中の介護認定審査費の増額を理由に総額899万5千円の増額をお願いするものであります。

歳出の主な補正理由としては、1款総務費の中の介護認定審査費は、今年4月に設置された包括支援センターの事務の中で、認定作業の平準化と調査期間を短縮するために、認定作業の一部を委託対応させていただくための増額であります。

また、3款地域支援事業費の中の介護予防事業費の補正内容は、町内の集会施設を利用して行われる介護予防事業の参加者保護のための傷害保険の加入費を補正させていただくことを理由に総額899万5千円の増額をお願いするものであります。

以上が概要であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第151号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第151号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第151号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第151号、平成18年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)

については、委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

**日程第40 議案第152号 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算
(第1号) について**

議 長(傳田創司君) 日程第40、議案第152号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。係長。

(係長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第152号について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ308万6千円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,286万5千円とするものであります。

まず、歳出の主なものを申し上げます。公共下水道費1目公共下水道建設事業費250万円は、実施設計の委託料であります。公共下水道費2目公共下水道維持管理費50万円は、ポンプ場施設の修繕料であります。歳入につきましては、8款諸収入2項雑入308万6千円は、消費税還付金等であります。よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第152号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第152号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第152号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって議案第152号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

散 会

議 長(傳田創司君) 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

明日は、午前9時より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

(14時07分 散会)